

子育て世帯リフレッシュ事業

在宅において児童（1歳～2歳児）を養育する保護者の心身のリフレッシュと、育児負担の軽減を図ることを目的に、児童を一時的にあおぞら保育園に預けることのできる制度です。

○ 対象者は？

4月1日現在の年齢で1歳～2歳児を養育する保護者

○ この事業を利用するには？

清川村保健福祉課において、利用申請書を提出していただき、その後発行される利用券を受領後、直接あおぞら保育園に利用申込みをします。

○ いつでも利用できるの？

原則的に、現在実施されている「一時預かり事業」のとおりですが、あおぞら保育園の行事日や利用者の定員が超えた場合は、利用できない場合があります。利用できる期間は、5月初日から翌年3月末日までになります。

○ 1年に何回、1回に何時間まで利用できるの？

年間6回まで利用でき、1回の利用は4時間までです。それ以降は、1時間ごとに延長保育（有料）を利用していただけます。
（1日に使用できる利用券は1枚のみです）

○ 費用は掛らないの？

保育料は無料です。ただし、給食（1回200円）・おやつ（1回50円）は自己負担していただきます。お弁当・おやつ持参はできません。（離乳食の児童及びアレルギーがある場合を除く）また、延長保育を利用された場合は有料です。

お問い合わせは…
清川村保健福祉課福祉係
☎ 046-288-3861〔直通〕
あおぞら保育園
☎ 046-281-7350